

スポーツ施設の相互利用協定（八王子市、上野原市）

下表の「登録の条件」に該当する場合は、表中の「利用可能施設」がご利用いただけます。

なお、相互利用協定による登録を行うためには通常の利用者登録申請のほかに、下表に定める「必要書類」の提出が必要となります。詳しくはスポーツ施設課にお問い合わせください。

※次の全ての登録区分で抽選申込はできません。空き申込のみとなります。

No.	登録の区分	登録の条件	利用可能施設	必要書類
1	八王子市公の施設の相互利用協定テニス登録	年齢が満16歳以上の者で、八王子市内に在住・在勤・在学の者	<ul style="list-style-type: none"> ・相模湖林間公園テニスコート ・名倉グラウンドテニスコート 	様式1
2	八王子市公の施設の相互利用協定団体登録	10人以上で組織され、構成員の過半数が八王子市内に在住・在勤・在学者であり、代表者が満18歳以上である団体	<ul style="list-style-type: none"> ・相模湖林間公園野球場及びゲートボール場 ・日連グラウンド ・名倉グラウンド多目的グラウンド及びゲートボール場 	様式1 様式2
3	上野原市公の施設の相互利用協定テニス登録	年齢が満16歳以上の者で、上野原市内に在住・在勤・在学の者	<ul style="list-style-type: none"> ・名倉グラウンドテニスコート 	様式1
4	上野原市公の施設の相互利用協定団体登録	10人以上で組織され、構成員の過半数が上野原市内に在住・在勤・在学者であり、代表者が満18歳以上である団体	<ul style="list-style-type: none"> ・名倉グラウンド多目的グラウンド及びゲートボール場 	様式1 様式2

（問い合わせ先） スポーツ施設課 施設管理班 （電話 042-769-8288）

スポーツ施設課 津久井地域班（電話 042-684-3257）